

～稲美町国民健康保険に加入している皆さんへ～

人間ドック助成制度を拡大します！

稲美町国民健康保険では、疾病の早期発見・早期治療、健康管理のため、国保加入者の人間ドック受診助成を行っています。ご自身の健康状態をチェックし、疾病の早期発見や日々の健康管理にお役立てください。

拡大内容 新たに70歳～74歳までの人も、人間ドック助成の対象となります。
2時間人間ドックよりも検診項目の多い、1日人間ドックも助成の対象となります。

- 対象** ①～⑤のすべてにあてはまる人
- ①稲美町国民健康保険に加入している25歳から74歳までの人
 - ②申請日の前6カ月以上継続して稲美町国民健康保険に加入し、継続して療養の給付などを受けていない人
 - ③国民健康保険税を滞納していない世帯の人
 - ④特定健診を受診していない人
 - ⑤人間ドックの受診結果を町が実施する保健事業などにおいて活用することに同意する人

助成の対象となる人間ドック（コース）

人間ドック（コース）	受診機関	受診費用(助成後)
2時間人間ドック（基本診査+胃部X線+胸部X線）	加古川総合 保健センター	9,365円
2時間人間ドックレディースコース（基本診査+胃部X線+胸部X線）		14,000円
1日人間ドック		17,500円
1日人間ドックレディースコース		22,500円

※レディースコースには子宮頸がん検診・乳がん視触診・乳がんマンモグラフィ（2方向）・骨粗しょう症検査が含まれます。

申請方法 国民健康保険証及び印鑑をお持ちのうえ、住民課国保年金係の窓口で申請してください。その場で助成券を交付します。
※受診後の申請は受付できませんので、必ず受診前に申請してください。

検査内容の詳細は町ホームページをご覧ください。下記までお問い合わせください。

問合先 住民課 国保年金係 ☎492-9135 加古川総合保健センター 健診推進課 ☎429-2525

平成29年度がん検診無料クーポン(受診)券を交付します

稲美町国民健康保険では、対象となる人へ、がん検診無料クーポン(受診)券を交付します。がん検診は特定健診と同時に受診することができます。疾病の早期発見、早期治療、重症化予防のため、この機会にぜひ受診しましょう。

対象となる人 平成29年4月1日現在、稲美町国民健康保険に加入している人で、40・45・50・55・60歳の誕生日を迎える人（平成30年3月31日時点）

対象となる検診 肺がん検診（X線）、胃がん検診（X線）、大腸がん検診
※通常の検診料金については、広報4月号と同時配布の「稲美町健康診査（住民健診）カレンダー」をご覧ください。

受診期間 無料クーポン(受診)券到着日～平成30年2月28日(水)

※無料クーポン(受診)券は、対象となる人へ6月ごろに郵送する予定です。
※対象となる人で、無料クーポン(受診)券到着までに対象となる検診を受けられる人は、加古川総合保健センター(☎429-2525)へ直接お申し出ください。

問合先 住民課 国保年金係 ☎492-9135

4月から

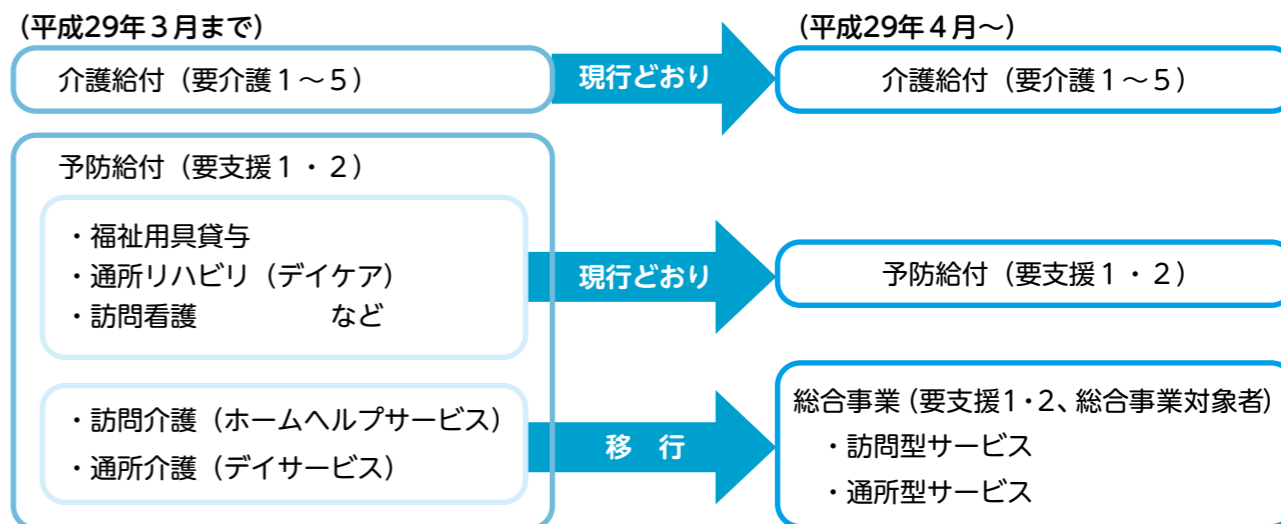
「介護予防・日常生活支援総合事業」が始まります

介護保険法が改正され、要支援1・2の人が利用していた「介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）」と「介護予防通所介護（デイサービス）」は、介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」）の「訪問型サービス」、「通所型サービス」として提供することになりました。

◆総合事業のサービス

要支援1・2の人が利用していた介護予防訪問介護（ホームヘルプサービス）と介護予防通所介護（デイサービス）が総合事業の訪問型サービスと通所型サービスへ移行します。
総合事業に移行した後も、従来どおりのサービスを引き続き利用することができます。

●総合事業開始後の介護保険制度について



●総合事業のサービスの種類

種類	内容
訪問型サービス（ホームヘルプサービス）	介護予防型訪問サービス（現行と同様のサービス） 生活援助型訪問サービス（緩和した基準によるサービス） 訪問介護員による生活援助（掃除、買物など）、身体介護（支援内容、利用料はこれまでと同様） 訪問介護員または町が指定する研修修了者による生活援助 ※身体介護を除く。
通所型サービス（デイサービス）	介護予防型通所サービス（現行と同様のサービス） いきいき通所サービス（緩和した基準によるサービス） 事業所で、入浴や食事などの介助、機能訓練などのサービスを日帰りで利用できる（支援内容、利用料はこれまでと同様）。 事業所で、機能訓練などのサービスを日帰りで利用できる。 ※入浴、排泄、食事などの介助を除く。 ※提供時間は1時間30分以上、送迎有

◆総合事業を利用できる人

- 要支援1または要支援2と認定された人
- 基本チェックリストを活用して、サービス提供をする必要があると判定された人（総合事業対象者）

新規でサービスを利用する人、第2号被保険者（40～64歳の特定疾病^(※)該当者）は、要介護・要支援認定を受ける必要があります。
(※) 脳血管疾患、末期がんなど

現在、要支援1・2の人

3月末まで、介護予防訪問介護・介護予防通所介護を利用していた人は、4月以降、総合事業に移行します。利用するサービスは、担当ケアマネジャーと相談して決めていきます。
また、介護予防訪問介護、介護予防通所介護を利用していなかった人で、新たに訪問型・通所型サービスを利用したい人は、担当ケアマネジャーまたは稲美町地域包括支援センターにご相談ください。